

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領

昭和52年4月20日付52構改B第601号
一部改正 平成6年6月23日付け6構改B第614号
一部改正 平成11年3月19日付け11構改B第269号
一部改正 平成13年1月5日付け13構改A第961号
一部改正 平成13年3月30日付け12農振第1631号
一部改正 平成17年3月25日付け16農振第2311号
一部改正 平成20年4月1日付け19農振第2027号
一部改正 平成21年3月31日付け20農振第2303号
一部改正 平成24年4月6日付け23農振第2740号
一部改正 平成25年4月1日付け24農振第2660号
一部改正 平成28年4月1日付け27農振第2428号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
各 都 道 府 県 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 代 表 取 締 役 総 裁
沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 理 事 長

殿

農 林 省 構 造 改 善 局 長

1 土地改良区体制強化事業を実施していない地方連合会等の特例

- (1) 土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施していない都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）について、資金の拠出、交付金の交付等を行う場合には、あらかじめ地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の認定を受けなければならない。
- (2) 地方連合会が（1）の認定を受けようとする場合には、次の事項を記載した認定申請書（別紙様式第1）を関係都道府県を經由して提出しなければならない。
 - ア 管理指導事業に準じた診断・管理指導の実施に関する事項
 - イ 適正化事業事務処理体制に関する事項
- (3) 地方農政局長は、（2）の申請を審査した結果、当該申請に係る地方連合会が、関係都道府県又は他の地方連合会の応援等により、管理指導事業と同程度の土地改良施設の診断・管理指導及び適正化事業の事務遂行が可能であると認めた場合には、
 - (1) の認定を行うものとする。
- (4) 地方農政局長は、（3）により認定を行った場合には、関係都道府県を經由して当該申請に係る地方連合会に通知するほか、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）及び農村振興局長に通知するものとする。

2 認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導

認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導により、地方農政局長の認定を受けた地方連合会が1の(2)の申請書に記載された方法に従って行う土地改良施設の診断・管理指導は、要綱第2の6に規定する管理指導事業とみなす。

3 適正化事業の基準等

(1) 要綱第2の6に規定する整備補修の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）等に従って策定する施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。以下「機能保全計画」という。）において必要と認められた整備補修であって、要綱第3の2に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 整備補修の対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。

ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のものであること。

(2) 適正化事業として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙1のとおりである。

(3) 要綱第3の1に規定する緊急整備補修(以下単に「緊急整備補修」という。)の基準は、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。

ア 予測し得ない事故等の発生

イ 施設管理体制の著しい低下

4 土地改良区等の拠出金

(1) 要綱第3の2の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = \frac{A \times (0.6 - Q)}{n}$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金

A = 一定期間（n）内における適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

n = 期間（原則として5年とする。）（単位：年）

(2) 土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間内においては、同額とするものとする。

(3) 要綱第3の2の規定により緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる土地改良区等ごとの拠出金の算定にあつては、(1)にかかわらず次式により行うこととする。

ア 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る適正化事業の実施を了する土地改良区等の拠出金

$$R = A \times (0.6 - Q) - S$$

R = 土地改良区等の緊急整備補修の実施に伴い一括して拠出することとされる
拠出金

A = 適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

S = 適正化事業に拠出を開始した年度から緊急整備補修を実施する年度までに
拠出した拠出金

イ 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る適正化事業の実施を了す
る土地改良区等に代わって適正化事業に拠出することとなる土地改良区等（以下
「新規加入資金拠出者」という。）の拠出金

$T = A \times (0.6 - Q) - U$

T = 新規加入資金拠出者が適正化事業への拠出を開始する年度において一括し
て拠出することとされる拠出金

A = 適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

U = 新規加入資金拠出者が適正化事業への拠出を開始する年度の翌年度以降に
おいて拠出する予定の拠出金

(4) 地方公共団体の補助金は、適正化事業の実施に要する経費の3割に相当する額を
標準とする。

5 資金拠出者の取扱い

要綱第4の3及び要綱第7に規定する資金拠出者は拠出金申込年次別に取り扱うも
のとする。ただし、新規加入資金拠出者の申込年次は、緊急整備補修を実施する土地
改良区等の申込年次と同一の年次として取り扱うものとする。

6 適正化事業交付金

(1) 要綱第4の3の(2)に規定する一定期間は、4の(1)に規定する一定期間と
同期間とする。ただし、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金
を拠出する期間とする。

(2) 要綱第4の3の(2)に規定する資金拠出者の拠出金に見合う予定交付金額は4
の(1)及び(3)のAとして算定された額に0.9を乗じて得た額とする。

7 適正化事業実施計画の策定

(1) 地方連合会は、適正化事業への拠出を希望する土地改良区等と調整の上、別紙様
式第2により翌年度以降における適正化事業の実施計画（以下単に「実施計画」と
いう。）をとりまとめ、前年度の2月末日までに地方農政局等（北海道土地改良事業
団体連合会にあつては農村振興局、沖縄県土地改良事業団体連合会にあつては内閣
府沖縄総合事務局、その他の都府県の土地改良事業団体連合会にあつては地方農政
局をいう。以下同じ。）及び全国連合会と協議するものとする。

なお、実施計画においては、管理指導事業による診断結果又は機能保全計画にお
いて必要と認められた整備補修の緊急度の高い順（管理指導事業の結果必要と認め
られた整備補修の場合は、土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付
け27農振第2430号農村振興局長通知）第2の1の(2)のオの(ウ)に別添として
定める土地改良施設診断の評価基準Iの4に定める緊急度k1、k2、k3の順、
機能保全計画において必要と認められた整備補修の場合は、別紙5の基準により定
める緊急度k1、k2、k3の順）に位置付けるものとする。

- (2) 実施計画に位置付けることができる土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）は、地区面積がおおむね300ヘクタール以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）とする。
- (3) 地方連合会は、(1)の協議をするには、予め関係都道府県と協議しなければならない。
- (4) 全国連合会は、実施計画をとりまとめ、3月末日までに農村振興局に報告しなければならない。
- (5) 地方連合会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合（緊急整備補修を実施する必要が生じた場合を含む。）には、当該変更について別紙様式第2の2により速やかに関係都道府県、地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。
 - ア 対象施設の変更
 - イ 整備補修内容の重要な変更
- (6) 全国連合会は、(5)の結果を速やかに農村振興局に報告しなければならない。

8 各地方連合会ごとの交付目標額の設定及び通知

全国連合会は、実施計画について、要綱第8の1の(2)に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、運営委員会からの答申に基づき各地方連合会ごとの適正化事業交付金交付目標額を設定し、4月末日までに(7の(5)の場合にあっては、地方連合会との協議後速やかに)地方連合会に通知するものとする。

9 交付申請手続等

- (1) 要綱第5の1に基づき適正化事業実施者が提出する交付金交付申請書は、別紙様式第3によるものとする。
- (2) 管理指導事業を実施していない地方連合会による要綱第5の3の規定による審査は、原則として、1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者として記載された者が行うものとする。
- (3) 地方連合会が要綱第5の6に規定する工事の実施状況の検査を行うにあたっては、あらかじめ適正化事業実施者から工事完了報告書及び交付金請求書を提出させるものとし、当該検査は、管理専門指導員（管理指導事業を実施していない地方連合会にあっては、原則として1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者と記載された者。以下この項において同じ。）にこれを行わせるものとし、管理専門指導員がこれを了した場合には、地区ごとに次の事項を記載した竣功検査報告書を地方連合会長に提出するものとする。
 - ア 施設名
 - イ 工事内容
 - ウ 請負者住所氏名
 - エ 工事場所
 - オ 事業費（請負代金等）
 - カ 契約期間
 - キ 工事実施期間
 - ク 検査年月日

ケ 検査の結果

10 資金拠出約款の作成

要綱第6に規定する資金拠出約款は、全国連合会が作成するものにあつては別紙2の例を、地方連合会が作成するものにあつては、別紙3の例を参考とするものとする。

11 拠出金台帳の作成等

要綱第7に規定する適正化事業に関する会計は、適正化事業のうち緊急整備補修に関する会計を区分して経理することとし、拠出金台帳は、全国連合会にあつては別紙様式第4～4の2の例を、地方連合会にあつては別紙様式第5～5の2の例を参考として作成するものとする。

12 運営委員会の業務執行体制

運営委員会は、おおむね次のとおりとする。

(1) 運営委員会の構成員

ア 農村振興局の職員	1名
イ 全国連合会の役職員	1名
ウ 地方連合会の役職員	4名
エ 運営委員会の運営に関し専門的知識を有する者	若干名

(2) 運営委員会の運営

運営委員会の運営に当たっては、おおむね別紙4の土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）によるものとする。

(3) 運営委員会の業務

① 資金造成、交付金の配分及び資金の管理運用に関する事項

運営委員会は、全国連合会が行う資金造成、交付金の配分及び資金の管理運用等を管理するものとする。

② 新規加入地区に関する事項

ア 新規加入地区の取扱い基準

運営委員会は、毎年度、優先的に取り扱う地区の基準を作成するものとする。

イ 新規加入地区の審査等

運営委員会は、8の規定に基づき実施計画について審査し、その結果を全国連合会に答申するものとする。

③ 実施地区に関する事項

運営委員会は、要綱第10の1の規定に基づき報告される適正化事業の実施結果を審査するものとする。

④ その他の事項

運営委員会は、①から③までの業務を円滑に遂行するため必要な調査の指示を全国連合会に行うことができるものとする。

13 適正化事業の実施結果の報告

(1) 要綱第10の1及び第10の2に規定する報告は、別紙様式第6によるものとする。

(2) 要綱第10の3に規定する報告は、別紙様式第7によるものとする。なお、当該報告に当たっては、要綱第10の1に基づく地方連合会からの報告書（別紙様式第6）を添付するものとする。

(3) 要綱第10の4に規定する報告は、別紙様式第8によるものとする。

14 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の補助金等の交付の決定(以下「補助金交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、全国連合会は、予め、その理由を明記した別紙様式第9号に定める土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届を、農村振興局長に提出するものとする。

附 則

- (1) 本事業の実施に当たっては、平成22年1月15日付け21農振第1733号農村振興局長通知に留意されたい。
- (2) この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領1の(3)に基づく認定を受けた地方連合会については、1の(3)に基づく認定を受けたものとみなす。